

第4節 広域一時滞在

関係機関	各課・室共通
------	--------

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。